

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 2 1 年第 2 回有田川町議会定例会)

平成 2 1 年 6 月 9 日
午前 9 時 3 0 分開会
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第 5 報告第 20 号 有田川町土地開発公社の経営状況について
- 日程第 6 報告第 21 号 財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第 7 議案第 59 号 平成 20 年度 地域情報通信基盤整備推進交付金事業
有田川町情報通信基盤整備工事の請負契約について
- 日程第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議案第 52 号 平成 21 年度 有田川町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 53 号 平成 21 年度 有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 11 議案第 54 号 平成 21 年度 有田川町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 12 議案第 55 号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 13 議案第 56 号 有田川町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成
及び活性化に関する法律における固定資産税の特別措置に関
する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 57 号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 58 号 有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 60 号 財産の取得について
- 日程第 17 議案第 61 号 財産の取得について
- 日程第 18 議案第 62 号 有田川町道路線の廃止について
- 日程第 19 議案第 63 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 20 議案第 64 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 21 議案第 65 号 有田川町道路線の認定について

2 出席議員は次のとおりである（23名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	橋爪弘典
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前ノ利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
14番	殿井堯	15番	浦博善
17番	坂上東洋士	18番	楠部重計
19番	新家弘	20番	西弘義
21番	中✓正門	22番	中山進
23番	竹本和泰	25番	亀井次男
26番	森谷信哉		

3 欠席議員は次のとおりである（2名）

13番	横畑龍彦	24番	大岡憲治
-----	------	-----	------

4 遅刻議員は次のとおりである（1名）

18番	楠部重計
-----	------

5 会議録署名議員

8番	岡省吾	21番	中✓正門
----	-----	-----	------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	前田英幸
福祉課長	星田仁志	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	福原茂記	税務課長	赤井康彦
情報管理課長	水口克將	建設課長	東信行
産業課長	中島詳裕	地籍調査課長	大方肇
水道課長	山本満寿典	下水道課長	東敏雄
教育委員長	毛保敦	教育長	楠木茂
学校教育課長	坂上泰司	社会教育課長	三角治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	本下浩久	書記	池■ひろ子
------	------	----	-------

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（橋爪弘典）

皆さん、おはようございます。

13番、横畑龍彦君、24番、大岡憲治君から欠席の届出が、18番、楠部重計君は少し遅れるそうであります。報告をいたします。

ただいまの出席議員は、22人であります。

定足数に達していますので、第2回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成21年第2回有田川町議会定例会を開会いたします。

開議 9時31分

○議長（橋爪弘典）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番、岡省吾君、21番、中✓正門君を指名いたします。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員長から6月2日に開催された委員会の結果について、ご報告を願います。

議会運営委員長、岡省吾君。

○議会運営委員長（岡 省吾）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告申し上げます。

去る6月2日、議会運営委員会を開き、本定例会の会期、日程等について協議いたしました結果、会期につきましては、本日から6月25日までの17日間とし、日程については、お手元に配布されている日程表のとおりといたしたく思います。

日程第5から日程第21までの、報告2件、諮問1件、議案14件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めたのち、全員協議会にてご審議いただきたいと思います。

ます。

なお、全員協議会が終わり次第、日程第5、報告第20号から日程第8、諮問第1号までを、本日、本会議において議案審議をお願いいたします。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月25日までの17日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月25日までの17日間に決定しました。

…………… 日程第3 諸般の報告 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案は、報告2件、議案14件、諮問1件であります。

また、本日の説明員は、町長ほか21人です。

次に、監査委員より平成21年2月、3月、4月分の例月出納検査の結果が、それぞれお手元に配布のとおり報告されています。

次に、本定例会までに受理いたしました請願、要望について、御霊学童保育施設の拡充に関する請願は、住民福祉常任委員会に、そして、二澤観音堂への参道橋梁整備についての要望は、産業建設常任委員会に、それぞれお手元に配布の文書表のとおり付託することに決定しましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

…………… 日程第4 閉会中の所管事務調査報告について ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

総務文教常任委員会による所管事務調査視察研修が、去る5月27日から28日の2日間にわたり実施されておりますので、総務文教常任委員会より報告をお願いいたします。

総務文教常任委員長、森本明君。

○総務文教常任委員長（森本 明）

おはようございます。

総務文教常任委員会から視察報告をいたします。

平成21年5月27日から28日にかけて実施した視察報告をいたします。

最初に、就学前乳幼児教育施設ぷりすくーる西五反田について、この施設は、就学前の乳幼児に対し、保育と勉強を一体的に教える施設として、平成16年に開設され、NPO法人子育て品川が指定管理者となり運営されています。

先生は、男女を問わず、幼稚園教諭免許と保育士免許を有した者を採用し、0歳から小学校に入るまでの子供さんの面倒を見ています。

幼保の一元化を実現したことで、異なった年齢間の交流が深まる利点があり、また、教育面では、園芸、食育、お茶、和楽器、外国語に触れる機会も与えるとともに、お年寄りとの交流を持つなど、多様な教育をしています。

特別保育として、延長保育や産休明け保育、一時預かり保育等々、保護者の生活や、経済面など、様々なニーズに対応した形態が準備されています。

さらに、子ども支援センターも併設され、保護者に対し、子育て相談や研修会、交流会などを実施し、総合的な取り組みがなされているとともに、子供さんの園内活動をインターネットで配信され、「預ける」から「参加する」というキーワードで保護者の意識改革にも取り組まれています。

次に、品川区立、小中一貫教育で有名な伊藤博文氏の流れを汲む学校、伊藤学園について報告いたします。

平成10年に通学区域の自由化を検討して以来、全国に先駆け、学校選択制、学校評価制度、学力調査等々、現在全国的に広まりを見せている諸施策は、品川区から発信されたと言っても過言ではないほど、積極的な教育を推進されています。

小中一貫教育とは、9年間を通して、系統的、継続的な教育をし、学力、体力、豊かな心を育むことを目的としています。

学校校舎は、50億円を費やしただけあって、5階建てで廊下等のオープンスペースは広く、最先端機器を備えた視聴覚室、また、地元の方々が利用できる温水プールやカウンセリングルーム等、開かれた学校づくりにも力を入れているようで、視察時も多くの中熟年者がプールで泳いでいました。

この学校周辺には、近年、若夫婦が住む高層マンションが多く建設され、児童の増加が著しく、その多くが伊藤学園にと希望されるそうです。

視察終了間際に、会議を終えて、参加してくれた品川の教育長のお話では、一貫校のメリットは、成績は極めて良好、不登校、いじめ、小学生であった時の先生がいるので、不良ぶることも遠慮がちになり、真面目に勉学にいそしむと言っていました。

本町に幼稚園がないため、ぷりすくーる五反田のような幼保一体型の施設が一枚ぐらいあっても良いのではないかと思います。また、小中一貫校については、よいことはわかっているけれども、財政問題、住民意識の醸成とクリアしなければならないことが多く、今後も注意深く勉強されることを教育委員会にお願いいたしまして、終わります。

ありがとうございました。

○議長（橋爪弘典）

続いて、住民福祉常任委員会による所管事務調査視察研修が、去る5月13日から14日の2日間にわたり実施されておりますので、住民福祉常任委員会より報告をお願いいたします。

住民福祉常任副委員長、東武史君。

○住民福祉常任副委員長（東 武史）

おはようございます。

議長より許可をいただきましたので、本来なら委員長なんですが、欠席されておりますので、副委員長として発表させていただきます。

住民福祉常任委員会視察報告としましては、去る5月13日、14日において、「住民主体のまちづくり」をテーマに、北海道のニセコ町に視察研修してまいりました。

簡単にニセコ町の概要を説明しますと、北海道の西部の方に位置しまして、標高は、役場地点で140メートル。平均気温は6.3度。冬期最深雪は2メートルに達するような豪雪地帯であります。総面積およそ200平方キロメートルで、人口は約4,600人、スキーやアウトドアスポーツを中心に、年間およそ150万人の観光客が訪れる町であります。

さて、研修の内容については、ふれあいシャトル、廃校の活用、まちづくり基本条例、情報公開条例、幼児センターについてであります。以下、順に説明いたします。

最初に、ふれあいシャトルについて説明を受けました。

これは、別々に運行していたスクールバス、福祉バス、一部の路線バスを統合・再編し、平成14年4月より、誰でも一乗車100円——小学生以下は50円、小学生未満は無料ではありますが、で利用できるバスであります。現在、5路線あり、去年の洞爺湖サミット開催を契機に、そのうち2路線はバスの後部に自転車を積載できるようにもなり、また、そのうち1台は廃油を利用したバイオディーゼル燃料を使用しております。このバスが生まれた背景には、有田川町の状況ともよく似ているように、スクールバスや福祉バスの運行路線が複雑で、効率が悪く、経費がかかり、観光客や一般客の利用が制限されること、路線バスでは年々利用者が減少していたということによります。開始当時平成14年には、総経費約7,700万円かかっておりましたが、平成20年では、約5,350万円と減少し、およそ2,300万円の経費削減につながっています。有田川町においても、一度検討してみる余地があるのではないかと思われました。

その次に、廃校舎の利用についてであります。平成元年に建て替えがなされ、平成18年には閉校してしまった宮田小学校の利用状況について伺いました。

地域再生計画として、地元でニセコビールを地域ブランド化させた実績を持つ民間企業に、校舎を含む既存備品類を無償で提供し、この企業と町、地元農業者等が連携協力して特産品の開発を行うほか、ニセコリゾート観光協会と連携し推進する教育旅行においても

活用するとのことでした。また、国の規制緩和に伴い、本来転用に生じる繰り上げ償還も免除されています。地域再生計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間となっています。

続いて、まちづくり基本条例の説明を受けました。

この条例は、いわば、まちの憲法であり、自治基本条例としては、全国に先駆けて平成13年4月1日より施行されました。「住むことが誇りに思えるまちづくり」をテーマに、「情報共有」と「住民参加」を2大原則として構成されています。ここで特筆すべき点は、4年に1回の見直しを行っている点であります。理由は、情報共有と住民参加などを取り巻く考え方や、社会情勢が刻々と変化し、国内外の時代の動きを常に捉えながら、その一歩先の将来を考えていく必要があるからです。

情報共有の具体的な取り組みとしましては、文書管理システム——ファイリングシステムと言われていましたが、財政の透明化、予算説明書、情報公開条例があります。

特に、その中でも、文書管理システムは、行政の情報は町民共有財産であるという認識のもと、情報を体系的にファイル一括管理します。そうすることにより、職員誰もが情報をすばやく検索し、住民が情報を活用できるという仕組みであります。そのことで、職員が文書の検索に時間をかけることがなくなり、行政コストの削減にもつながっております。実際、役場の職員の方々の机の上にはパソコンぐらいしか乗っておりませんでして、かなり広々とした感じがしました。また、いかにそのシステムが役場内でも浸透しているかが伺えました。

また、予算説明書は、町の予算を町民にわかりやすく理解してもらうために、「もっと知りたいことしの仕事」と題した冊子を作成し、毎年5月に全世帯に無料配布しているとのことでした。

さらに、情報公開条例については、情報公開のための請求文書が不必要で、すぐに公開できるようになっていました。このことは、スキー客減少による町財政悪化が発端だそうですが、議員以外でも気軽に情報が手に入るということは、これからの行政を考える上では必修事項となると思われました。

住民参加の具体的な取り組みについては、各種委員公募、まちづくり委員会、住民提案型予算制度、ふるさとづくり寄付制度、未成年者のまちづくりへの参加があり、特に、その中でも、住民提案型予算制度は、住民税の約1%に当たる、およそ100万円の使い方を町民自らに考えてもらう制度で、提案は、町民で組織する予算検討委員会6名が内容を審査し、町長に答申。町長が予算書を作成し、町議会の議決を経て予算化されるということでした。

また、ふるさとづくり寄付制度は、平成16年ニセコ町のまちづくりに共感した町外在住者から、5つの分野の事業を選択して寄付できる仕組みであります。さらに、未成年者のまちづくりへの参加は、小中学生まちづくり委員会、子ども議会があります。いずれにせよ、町内外を問わず、住民が行政に多くかかわれる点では、たいへん有意義なことであ

ると思われました。

最後に、いわゆる幼稚園と保育所、子育て支援センターをあわせ持つ、幼児センター「きらっと」という名称のところを現地視察いたしました。

平成19年に開設されたこの施設では、教育委員会が管理運営を行っており、0歳児から6歳児までの幼児を受け入れており、利用ニーズに合せた保育システムであると思われました。また、建物も職員室を中心に園児の保育室が周りに配置されて、構造的に目が行き届きやすい環境づくりに配慮されていました。我が町のこれからできる第3保育所も、配慮が行き届いた施設になることを期待しております。

以上のように、視察研修で感じましたことは、やはり、「まちづくり」という言葉はよく耳にしておりますが、ニセコ町のように、実際に住民を巻き込んでいくシステムを、有田川町にも積極的に取り入れていく必要があると感じました。また、そうすることによって、住むことが誇りに思えるのではないのでしょうか。

今回、視察研修で学んだことを参考に、今後も住民の立場に立ったまちづくりを考え、住民福祉の向上に取り組んでいきたいと思えます。

以上で、報告を終わります。

○議長（橋爪弘典）

これで、閉会中の所管事務調査報告を終わります。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

日程第5から日程第21までの報告2件、議案14件、諮問1件を一括議題としたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第21までの報告2件、議案14件、諮問1件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

きょうは、来しな、ちょっと北山を覗きますと、風車のタワー、もう既に10基建っていまして、もう10基ともナセルのっています。西については、3つのタワーにもう既に羽が取り付けられていまして、間もなく試験運転が始まるかと思えます。

本日、ここに平成21年第2回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各

位には、たいへんお忙しい中、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは、ただいま上程されました議案について、ご説明を申し上げます。

初めに、報告第20号及び報告第21号は、有田川町土地開発公社及び財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき提出された平成20年度の経営状況について、報告をさせていただきます。

報告第20号は、有田川町土地開発公社の経営状況についてであります。

平成20年度の土地の取得状況については、吉備インター連絡線第2工区工事用地として、887.12平方メートルを5,815万6,823円で取得いたしました。

土地の処分状況については、風力発電施設整備事業に伴う周回道路及び駐車場用地8,143平方メートルを有田川町に寄附をいたしました。

平成20年度末における売却土地の保有状況は、公有用地1万6,462平方メートル、完成土地89万2,497平方メートルで、合計面積90万8,959平方メートル、金額は2億4,335万4,472円となります。

続きまして、財政状況ですけれども、本年度の損益勘定では、事業収益4万3,000円、事業外収益29万4,170円、合計33万7,170円に対し、一般管理費610万2,797円となり、差し引き576万5,627円が当年度の損失金であります。

次に、平成21年度事業計画及び予算についてであります。

事業計画は、公有地取得事業1件で、147平方メートル、予定価格は172万円であります。

土地売却計画では、吉備インター連絡線第2工区工事用地887.12平方メートル、5,812万3,000円、公共用地の整備及び周辺開発に伴う企業団地等用地1万5,722平方メートル、4,470万9,000円を予定しています。

予算での収益的収入は、事業収益及び事業外収益で合計が1億315万5,000円であり、支出は事業原価、販売費及び一般管理費、予備費で1億388万2,000円となり、差し引きマイナス72万7,000円となります。

資本的支出は、公有地取得事業費172万円、短期借入金償還費5,774万3,000円、予備費として100万円、支出合計で6,046万3,000円を計上いたしております。

以上、報告といたします。

報告第21号は、財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。

平成20年度は、大不況という暗雲が世界中を覆う中、依然として景気低迷が続き、公社を取り巻く環境も厳しい現状でありました。

そうした中、企業診断士の指導を仰ぎながら、営業活動の強化、施設営業時間の見直しを行い、支出費用の削減を図ってまいりました。

その結果、総営業収入は、2億4,364万円、前年度と比較し974万円の減となり

ましたが、支出はコスト低減意識の向上及び施設間の協力体制への取り組みによる人件費の節減等により、前年度に比べ、管理費用が1,711万円減少したため、営業利益では1,795万円の増加となりました。

なお、非営業部門を加えた総支出総額は収入額を上回ったため、803万円の損益となっておりますが、その額は、前年度比較で1,469万円減少しており、経営改善等の効果が顕著に現れております。

また、平成21年度については、経営改善計画が3年目を迎え、その効果が着実に現れてきていることを踏まえ、ETC利用による遠方からの高速道路利用者や藤並駅からの定期交流バス等による集客を図り、なお一層の改善と経営努力を推し進める所存であります。

以上、報告とします。

議案第52号は、平成21年度有田川町一般会計補正予算第1号であります。

今回の補正の主なものは、3款民生費の老人福祉費では、要援護高齢者等見守り事業等委託料に534万円を、6款農林水産事業費の農業振興費では、農業用水源地域保全対策事業の一環である、小学生を対象とした体験学習事業費に200万円を、農地費では、農道整備など小規模土地改良事業費に2,165万2,000円を、県土地改良連合会負担金として400万円を、林業振興費では、住みよい山村集落総合対策事業の山の恵み活用事業補助金として750万円を、8款土木費の道路新設改良費では、橋梁長寿命化修繕計画策定測量設計監理委託料に500万円を、9款消防費の災害対策費では、備品購入費に1,837万5,000円を、10款教育費の義務教育振興費では、運動部活動等活性化推進事業及び地域連携武道指導実践事業に598万円を、11款災害復旧費の林業用施設災害復旧費では、林道3路線の工事請負費に8,174万円を補正し、今回の補正額は、1億7,870万円となり、補正後の予算総額は145億4,870万円と相成りました。なお、補正額の財源といたしまして、分担金及び負担金、国・県支出金、繰越金、町債を充てることにしております。

議案第53号は、平成21年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、施設管理費の制御施設移設工事費に、162万7,000円を補正するものであります。補正後の予算総額は、3億1,924万8,000円と相成ります。

議案第54号は、平成21年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、施設整備事業費の処理場内緑地化整備工事費に400万円を補正するものであります。補正後の予算総額は、8億5,889万3,000円と相成ります。

議案第55号は、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、清水斎場と有田聖苑の死体焼却の使用料が統一されていないため、有田聖苑と同一額となるよう使用料を改訂いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第56号は、有田川町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてであります。

100年に一度と言われている経済危機の中、安定した雇用の創出、経済波及効果の創出を図るための企業活動適地としてのブランド化、地域の特性を踏まえた企業誘致を実施して参ります。

しかしながら、現在ある有田川町企業誘致条例では、その対象が製造業に限られていて、また、10人以上の新たな雇用が見込まれることが条件になってくるが、本条例を制定することにより、これ以外の幅広い業種の企業が対象になってきます。

また、有田川町農村地域興業等導入地区における町税の特例措置に関する条例では、対象地域が熊井・奥道京団地・土生・徳田地区に限定されるということもあり、この条例のもとになっている農工法による減収補てん制度も平成21年12月31日をもって終了となります。今日の行政を取りまく情勢が非常に厳しくなっており、行財政改革の推進の必要性が高まっているところであり、本町においても今後、税収が右肩下がりの状況が予測されることから、将来的にも税収の確保、雇用の確保という課題を克服していくための有田川町の経営戦略の一つとして、より多様で優良な企業を目指していくため、本条例を制定いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

議案第57号は、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

現行の条例では、防火対象物を使用開始する場合の届出義務を規定していますが、用途等の変更時の規定はなく、消防用設備等の指導に支障を来すことがあるため、用途、構造、消防用設備等、または特殊消防用設備を変更した場合に届出が必要であることを規定するため、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第58号は、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、昭和47年に建設し、耐用年数30年を既に経過し、入居者においても全て退去されている久野原第1団地の1棟4戸について用途の廃止に伴い、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第59号は、平成20年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業・有田川町情報通信基盤整備工事の請負契約についてであります。

平成20年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業・有田川町情報通信基盤整備工事を施工するため、平成21年5月14日、7業者を指名し、競争入札に付したところ、大阪府中央区博労町2丁目5番15号、株式会社NTT西日本関西、代表取締役社長 戸谷典嗣氏が5億5,777万500円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第60号は、財産の取得についてであります。

平成20年度 有田川町学校図書充実事業小学生用図書購入について、平成21年5月21日、4業者を指名し、競争入札に付したところ、有田川町大字中井原28番地3、橘

萬年堂 橋定次氏が2,656万1,640円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第61号は、財産の取得についてであります。

平成20年度有田川町学校図書充実事業中学生用図書購入について、平成21年5月21日、4業者を指名し、競争入札に付したところ、有田川町大字下津野287番地4、やなぎ屋 川口 親弘氏が2,391万8,370円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第62号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

有田川町大字下津野地内、町道一ツ松南北5号線延長196.3メートルについて、道路法の規定により、路線の廃止をお願いするものであります。

議案第63号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字下津野地内、町道一ツ松南北5号線 延長151.3メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第64号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字田口及び大谷地内、町道大谷側道線延長125メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第65号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字水尻地内、町道谷原南北線、延長297メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてであります。

人権擁護委員、米田美鈴氏が本年9月30日をもって任期満了となりますが、人格が高潔で人権擁護に関し識見を有する同氏を引き続き人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上で、提出議案に対する説明を終わります。

何とぞ、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪弘典）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

——ないようでございますので、提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

休憩中に全員協議会を開きますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~

休憩 10時11分

再開 16時00分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

日程第6、報告第21号の件について、議会運営委員長から、本日開催された委員会の結果について報告願います。

8番、岡省吾君。

○8番（岡 省吾）

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告申し上げます。

先ほど、休憩中に議会運営委員会を開き、本日、本会議において議案審議を予定いたしておりました日程第6、報告第21号について、全員協議会においてもう少し協議してはどうかのご意見がありましたので、議会運営委員会として再度検討いたしました結果、本定例会最終日に本会議において議案審議いただくことといたしましたので、報告いたします。

なお、日程第5、報告第20号、日程第7、議案第59号、日程第8、諮問第1号については、当初予定どおり、この本会議において議案審議をお願いいたします。

議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告いたします。

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、日程の順序を変更し、日程第7、議案第59号及び日程第8、諮問第1号を先に審議したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第7、議案第59号及び日程第8、諮問第1号を先に審議することに決定しました。

…………… 日程第5 報告第20号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第5、報告第20号、有田川町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

○議長（橋爪弘典）

日程第7、議案第59号、平成20年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業、有田川町情報通信基盤整備工事の請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

この議案について、議案の説明のところでお聞きしますと、この施設ができることによって、今後の歳入歳出の見込みなんですけども、使用料に伴う歳入が2,000万ぐらい見込むと。歳出の方は、維持管理で2,000万ぐらい必要だということでお聞きしたわけなんですけども。問題は、維持管理費も2,000万と組む予想ですけども、これは今後、進むことによって、どういうふうになるかという未知数でありますし、むしろそれよりも使用料の方がどれだけ入るかというのが余計に未知数になっていると思うんです。これがもし歳入欠陥になりますと、どこが出すかと言いますと、やはり維持管理は町が持つということになりますから、町が一般財源を持ち出して、みていくということになってくる可能性が高いと。そうなりますと、吉備や金屋での地デジの変更に伴う共聴施設は、全部地元でやっていくと、一般財源を入れないということとなっていますから、吉備・金屋と清水との間でのそういうことによる不公平感も出てくるのが十分予想されますので、その点、今後どのように対処されていくのか、町長の見通しも含めてお考えを示していただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

清水地域の今度の整備事業については、テレビが映らなくなるという中で、ほかの方法がないということで、これを採用せざるを得なかったという、まず事情があります。その他の地域については、今の共聴施設を直すだけでやれるということで、対応させていただきました。

ほいでまあ、歳入欠陥、今後まだ定かなことわかりませんが、とにかくまあ、これを引くことによって、また新たなビジネスチャンスもできてくると思います。やっぱりそのことによって、地域が少しでも活性化すれば、それはそれでええと考えております。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

それはそれでいいですよ。でも実際に、町民感情からしたら、もう既にね、いろんな

意見が出てきているんですよ。そこはきちっと交通整理していただかないと。そら条件整備しなければならない、それはもうそうなんですけども。やはり未知数な問題をたくさん抱えていますから、それはやっぱりきちっとね、対応策も含めて。今後まだ生石とか西ヶ峯とか残っていますしね。十分気をつけていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

いろんな問題、今後起こってこようと思います。この清水地域が光ファイバーを引くことによって、この有田川町で34局だけが光ファイバーを通らないという、多分そういう問題とか、要望が出てくると思います。そういう要望があれば、またその時点で、できるだけ前向いた方向で検討させていただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第8 諮問第1号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認め、質疑、討論は省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、諮問のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、本件は、諮問のとおり答申することに決定しました。

お諮りします。

日程第6、報告第21号及び日程第9、議案第52号から日程第21、議案第65号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、6月16日、火曜日、午前9時30分から再開をいたします。

どうも、ご苦労さまでございました。

~~~~~

延会 14時47分